

令和3年度大山町リノベーション創業支援事業 募集要項

1 趣旨

生産年齢人口の減少による地域の課題を解決するため、既存施設をリノベーションし、地域コミュニティや産業を活性化する事業の創業にチャレンジする人を募集します。

リノベーションとは、建築物の全体の機能等を変更する改修等のことです。

2 募集事業の要件

(1) 大山町内の既存施設（空き店舗等を含む）をリノベーションし、ア～ウの全てに該当する事業を計画すること。

ア 大山町の地域社会が抱える課題の解決につながる

イ 事業収益によって自立的な事業の継続が可能であること

ウ 現時点で、地域に必要なサービスの供給が不十分であり、これを補うもの

(2) 公募開始日以降、補助事業期間完了日までに新たに創業する事業であること。または、公募開始日前までに創業していた事業者においては、その業態を変更し若しくは新たな事業に取り組むものであること。

(3) 国、県等他の補助事業の対象となっていないこと。

※新築工事、備品等の簡易な取り付けが主となるものは対象外です。

※リノベーション事業着手は交付決定日以降とし、補助対象経費は交付決定日以降の経費となります。

3 募集対象者

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) リノベーション費用を負担する者

(2) 個人事業若しくは法人等の代表者であること。または、創業支援事業の補助事業期間完了日までに個人事業の開業届若しくは法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

(3) 法人の登記又は個人事業の開業の届出を大山町で行う者。または、すでに大山町内で開業している者（いわゆる第二創業）。

(4) 日本国内に居住していること。

(5) 補助金交付申請書の申請内容に基づき、店舗として5年以上活用する予定があること。

(6) 町税等の滞納がない者

(7) 暴力団や暴力団員と密接な関係がないこと

4 採用予定事業数

予算の範囲内で採用（予算額（予定） 1千万円）

5 補助率と補助上限

リノベーションに要する改修費用等の2分の1以内、上限500万円

6 事業実施期間

令和3年4月～令和4年2月末まで

7 募集期間

令和3年2月5日（金）～令和3年3月19日（金）

（17時書類必着）

8 審査方法

(1) 大山町リノベーション創業支援補助金交付申請書等の提出

申請書等（大山町HPからダウンロード）及び添付書類を、事務局まで提出してください。

(2) 審査会

大山町リノベーション創業支援事業審査会にて審査を行います。、評価点の合計が満点の60%を超える事業を対象に、審査員の合議により採択事業を選定します。

9 申請・お問い合わせ先

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 328 番地

大山町役場 企画課 営業企画室

電話 0859-54-5202（直） FAX 0859-54-5216

E-mail : kikaku@town.daisen.lg.jp

10 その他

申請の際は、事前に企画課にご相談ください。